各位

会 社 名 日本軽金属ホールディングス株式会社 代表 者名 代表取締役社長 岡本 一郎 (コード番号 5703 東証一部) 問合 せ 先 企画統括室 広報・I R担当 野中 由憲

(電 話 03-5461-8677)

# 当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の更新について

当社は、当初平成24年10月1日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を決定するとともに、「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入し、直近では平成25年6月27日開催の当社第1回定時株主総会の決議により更新しておりますが(以下、更新後の対応策を「現プラン」といいます。)、その有効期限は、平成28年6月30日までに開催予定の当社第4回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)終結の時までとなっております。

当社では、現プラン更新後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、更新の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、本日開催された取締役会において、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、現プランの内容を一部変更したうえで更新(以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。) することを決定しましたのでお知らせいたします。

本プランへの更新につきましては、社外監査役3名を含む当社監査役6名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランへの更新に賛成する旨の意見を述べております。

また、本日現在、当社取締役会が特定の第三者より当社株式の大規模な買付行為に関する具体的提案はなされておりません。なお、平成28年3月31日現在の当社株式の状況は、参考資料のとおりです。

本プランの現プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

- (1) 当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた評価必要情報に加えて、追加的に情報提供を求める場合の期限の上限を設定いたしました。
- (2) 大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合に、大規模買付 者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化 いたしました。
- (3) 当社取締役会が対抗措置の発動または不発動等に関する判断をするに際し、特別委員会への諮問を必ず行う旨を明確化いたしました。
- (4) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、大規模買付行為が後記三. 5. (イ)の(1)から(5)のいずれか(いわゆる東京高裁4類型または強圧的二段階買収)に該当するとして特別委員会から対抗措置を発動すべき旨の勧告を受けた場合を除き、発動の決議について株主意思確認総会を必ず開催する旨を明確化いたしました。
- (5) その他語句の修正、文言の整理等を行いました。

# 一. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社を支える様々なステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えます。

したがって、当社は、特定の者またはグループ(特定の者またはグループを以下「買付者」といいます。)による、当社の財務および事業の方針の決定を支配することを目的とする当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、買付者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものです。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために合理的に必要十分な時間や情報を提供しないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれが認められる場合には、当該買付者を当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと判断すべきであると考えます。

# 二. 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、「アルミとアルミ関連素材の用途開発を永遠に続けることによって、人々の暮らしの向上と地球環境の保護に貢献していく」という日軽金グループの使命(経営理念)のもと、「アルミニウム」というユニークで優れた特性を有する素材の可能性を開拓することによって、企業価値の持続的向上に努めてまいりました。

当社グループの事業を大きな川にたとえると、アルミナ・化成品の製造が最も上流の工程となり、次いでアルミ合金地金の製造が続きます。さらにアルミを素材として、アルミ板、アルミ押出製品から、箔・粉末製品、輸送関連製品などの各種加工製品に至るまで、広範な領域において事業展開しております。

当社グループでは、グループ全体として持続的に発展し、企業価値の向上を図るためには、経営と執行の分離をより徹底させた連結経営体制への変革が必要と判断し、平成24年10月1日付で純粋特株会社としてグループ全体を統括する当社を設立するとともに、平成25年4月を起点とする3ヵ年の中期経営計画(以下「現中計」といいます。)では、その基本方針である「地域別×分野別戦略による事業展開」「新商品・新ビジネスによる成長ドライバー創出」「企業体質強化」に基づき連結収益の最大化に向けた数々の施策を実行し、その結果、当初設定した中期経営計画の経営目標を概ね達成いたしました。

そして、本年4月には本年度から平成30年度までの3ヵ年の新たな中期経営計画がスタートいたしました。この新たな中期経営計画では、現中計で定めていた目標値を達成する原動力となったアルミニウム素材に関する深い洞察力、経験に裏打ちされた加工開発、サービス力等を当社グループの最大の強みと認識し、さらにチーム日軽金として、こうした強みを一段と強化することにより、他社の追随を許さない「異次元の素材メーカー」としての地位を確固たるものにすべ

く、以下の基本方針を掲げております。

### (1) グループ連携による新商品・新ビジネスモデルの創出

当社グループは、アルミニウムに関する広範な事業領域を有しており、グループ連携による横断的・複眼的視点でお客様のニーズを汲み上げ、付加価値を生むための知恵を結集させることによって、ものづくりだけに止まらず、設計、施工、サービス、メンテナンスからビジネスコンセプトに至るまでの総合力で競争優位性を持った新商品・新ビジネスを創り上げ、グループの成長を目指してまいります。

当社グループは、グループ連携の強みを徹底的に探究することで、複合的で差別性のある利益率の高い新商品・新ビジネスモデルを創出し、専業化・大規模化の潮流とは一線を画した、付加価値の高度化によって、比類なき価値創造力・競争力を有する企業集団としての姿をさらに追求してまいります。

## (2) 地域別×分野別戦略による事業展開

経営資源を投入する分野を地域と市場分野の組合せから選別し、投資の収益性を最大化させることに加え、海外展開では、これまでの中国・東南アジアを中心とした事業展開から、その他アジア地域・北米地域まで視野に入れた展開を積極的に推進し、真にグローバル企業と呼ばれるに値する企業体への変革を図ります。

また、地域と市場分野の多種多様な組合せに機動的・効率的に対応できるよう、グループ各社・各部門の垣根を取り払い、ビジネスに即して自由自在に集合・離散できる柔軟で俊敏な組織設計を行い、これを運用してまいります。

## (3) 企業体質強化(事業基盤強化)

上記基本方針の実現に不可欠な「グループ連携の視点でビジネス創生できる人財」を育むための教育制度を拡充するとともに、国内・海外、グループ会社・各部門間の人財の流動性を高め、人財の国際化・多様化を推進してまいります。

また、グループ間の協業等を通じ、高付加価値品の開発、海外への販路開拓、成長市場への販売強化等を推し進め、化成品事業、板事業等の収益向上を図るとともに、新規に海外進出した拠点の収益安定化にも努めてまいります。

当社グループは、以上の基本方針に基づくアクションプランに果敢に取り組み、今後もグループー丸となり総力を挙げて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に邁進する所存です。

# 三. 不適切な者による支配の防止に関する取組み(本プランの内容)

## 1. 本プランの目的

本プランは、上記一. に述べた基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである現プランを更新するものであります。

特に当社グループの場合、アルミの素材から加工まで事業分野が多岐にわたっているため、外部者である買付者からの提案を受けた際に、株主の皆さまが限られた時間の中で当社グループの有形無形の経営資源、幅広い事業が有機的に結合して生み出すシナジー効果などを適切に評価したうえで、買付者の提案が企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響について、短期間のうちに的確な判断を行うことは容易ではないと思われます。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付行為がなされた際に、 買付に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案する ために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者と交渉すること等を可能と することで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考 えています。 このため、当社は、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、上記のような不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、現プランの内容を一部変更し、本プランとして更新することといたしました。

### 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ (注1) の議決権割合 (注2) を20%以上とすることを目的とする当社株券等 (注3) の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為 (いずれについても事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除き、また市場取引、公開買付(注4) 等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。) とします。

### 注1:特定株主グループとは、

- (1) 当社株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。) の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。) およびその 共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者 とみなされる者を含みます。以下同じとします。) または、
- (2) 当社株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2 第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を 行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。) を意味します。

### 注2:議決権割合とは、

- (1) 特定株主グループが、注1の(1) 記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。) も加算するものとします。) または、
- (2) 特定株主グループが、注1の (2) 記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株 券等所有割合 (同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。) の合計 をいいます。

各議決権割合の算出にあたっては、総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。) および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。) は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に 規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

注4:公開買付とは、金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。

# 3. 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、 当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであること を理由として対抗措置をとるか否かについては、後記5.(ウ)に定義する株主意思確認総会の 決議等がある場合にはそれに従うことを条件として当社取締役会が最終的な判断を行いますが、 本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その 判断の合理性・公正性を担保するため、現プランと同様に特別委員会規程(概要につきましては、別紙1をご参照ください。)を定めるとともに、特別委員会を設置することといたしました。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者(注)のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任します。本プランへの更新後の特別委員会の委員につきましては、現在の特別委員会の委員である、社外監査役の結城康郎氏、社外取締役の林良一氏に加え、本株主総会における社外監査役候補者の安井洸治氏が監査役として選任されることを条件として就任する予定です(略歴につきましては、別紙2をご参照ください。)。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かを判断するに先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について必ず諮問することとし、特別委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

注: 社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、 会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

### 4. 大規模買付ルールの概要

### (ア) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (1) 大規模買付者の名称、住所
- (2) 設立準拠法
- (3) 代表者の氏名
- (4) 国内連絡先
- (5) 提案する大規模買付行為の概要
- (6) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨を公表し、必要に応じその内容について公表します。

### (イ) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(ア)の(1)から(6)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項(以下「評価必要情報」といいます。)について記載した書面(以下「評価必要情報リスト」といいます。)を交付し、大規模買付者には、評価必要情報リストの記載に従い、評価必要情報を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆さまのご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (1) 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および組合員(ファンドの場合) その他の構成員を含みます。)の概要(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)
- (2) 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模 買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行 為および関連する取引の実現可能性等を含みます。)
- (3) 大規模買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- (4) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的 名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (5) 大規模買付行為の完了後に想定している役員候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (6) 大規模買付行為の完了後に予定する当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し評価必要情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、上記に基づき、当初提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めたうえ(最初に評価必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。)、評価必要情報が揃うまで追加的な情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、その旨を公表するとともに、後記(ウ)の取締役会による評価・検討等を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、特別委員会に提出するとともに、株主の皆さまのご判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

## (ウ) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を

受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討するとともに、特別委員会への諮問を 必ず行いその勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公 表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善につ いて交渉することや、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

### 5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

## (ア) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

## (イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の(1)から(8)のいずれかに該当し、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(ア)に記載の対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- (1) 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて 高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合 (いわゆるグリーンメーラーである場合)
- (2) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、 ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移 譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っていると判断され る場合
- (3) 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っていると判断される場合
- (4) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っていると判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あ

るいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。)等の、株主の皆さまのご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を 強要するおそれがあると判断される場合

- (6) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件(買付対価の種類および金額、当該金額の 算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれら に限りません。)が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして不十分または不適切 であると判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会 その他のステークホルダーとの関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主 共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (8) 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

### (ウ) 取締役会の決議および株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記(ア)または(イ)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は特別委員会への諮問を必ず行うとともにその勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段をとるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

なお、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主の皆さまの意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主意思確認総会を開催することがあります。ただし、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合においては、大規模買付行為が上記(イ)の(1)から(5)のいずれかに該当するとして特別委員会から対抗措置を発動すべき旨の勧告を受けた場合を除き、対抗措置を発動する場合には、株主検討期間を設定し、株主意思確認総会を必ず開催するものとします。

当社取締役会において、株主意思確認総会の開催等を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した評価必要情報、評価必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主意思確認総会招集通知とともに送付し、適時適切にその旨を開示します。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議等がなされた場合、当社 取締役会は、当該株主意思確認総会の決議等に従うものとします。したがって、当該株主意思確 認総会が対抗措置を発動することを否決する決議等がなされた場合には、当社取締役会は対抗措 置を発動いたしません。また、当該株主意思確認総会の終結をもって株主検討期間は終了するこ ととし、当該株主意思確認総会の結果は、適時適切に開示いたします。

### (エ) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記4. (ア)「大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間の合わせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

## (オ) 対抗措置発動の停止等について

上記(ウ)において、当社取締役会または株主意思確認総会において具体的対抗措置を講ずることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の意見または勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、または新株予約権無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆さまの新株予約権は消滅します。)の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

# 6. 本プランによる株主の皆さまに与える影響等

### (ア) 大規模買付ルールが株主の皆さまに与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆さまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆さまが適切なご判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記5. 「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、大規模買付者が 大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりま すので、株主の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## (イ) 対抗措置発動時に株主の皆さまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が上記5. (イ)の(1)から(8)のいずれかに該当し、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断され、かつ対抗措置を発動することが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の

無償割当等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。

しかしながら、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆さま(大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者、および大規模買付ルールを遵守した場合であっても会社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、新株予約権の割当 期日において株主名簿に記録されている株主の皆さまに対して割当を実施します。株主の皆さま は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手 続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予 約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要 となりません。ただし、この場合、当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆さまに対し、別 途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求める ことがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の効力発生日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、または新株予約権の行使期間開始日の前日までに、当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式等の売買等を行った株主または投資家の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### 7. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆さまのご承認を停止条件として、同承認があった日より発効することとし、有効期限は平成31年6月30日までに開催される当社第7回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、発効した後であっても、(1)当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、(2)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の 向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあり ます。このように、本プランについて更新、変更、廃止等の決定を行った場合には、その変更内 容等を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

# 四. 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社 の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目 的とするものではないことについて)

## 1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

### 2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記三. 1. 「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまがご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆さまのために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

本プランの発効は、株主の皆さまのご承認を条件としており、株主の皆さまが望めば本プランの廃止も可能であることは、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

また、当社取締役は当社の定款におきまして、その任期は1年と定められております。したがいまして、毎年の当社定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じましても、本プランに関する株主の皆さまのご意向を反映することが可能となっております。

### 3. 当社取締役会の恣意的判断の排除

大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見の取りまとめ、代替案の提示、もしくは大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、独立した第三者である外部専門家の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会への諮問を必ず行い、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。

また、その勧告内容の概要については株主の皆さまに公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

さらに、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において大規模買付行為が上記三. 5. (イ)の(1)から(5)のいずれかに該当するとして特別委員会から対抗措置を発動すべき旨の勧告を受けた場合を除き、株主意思確認総会を必ず開催し、株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議等がなされた場合、当社取締役会

は、当該株主意思確認総会の決議等に従うものとされており、対抗措置の発動に際して当社取締役会の恣意的判断を排除するための手続きが確保されております。

## 4. デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社の取締役任期は1年のため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策(取締役の 交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でも ありません。

以 上

## 特別委員会規程の概要

- 1. 特別委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
- 2. 特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味し、これらの中から適任者を選任するものとする。
- 3. 特別委員会は、当社取締役会から諮問を受けた、大規模買付行為に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置の発動または不発動および株主意思確認のための株主総会開催の要否、大規模買付者との事後交渉に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他の対抗措置の停止または変更案、その他、取締役会が特別委員会に勧告、助言または意見を求める事項などについて、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告するとともに、必要に応じて助言または意見を行うことができる。なお、特別委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- 4. 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとする。
- 5. 特別委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

## 特別委員会の委員の略歴

本プランへの更新後の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

### 結 城 康 郎 (ゆうき やすお)

弁護士、トピー工業株式会社社外取締役

昭和23年9月7日生

## (略歴)

昭和48年 4月 東京弁護士会弁護士登録(現在に至る)

平成 6年 4月 東京弁護士会副会長

平成 8年 4月 最高裁判所司法研修所刑事弁護教官

平成12年 1月 司法試験考查委員

平成15年 4月 日本弁護士連合会常務理事

平成16年 4月 専修大学法科大学院客員教授

平成20年 6月 日本軽金属株式会社社外監査役

平成24年10月 当社社外監査役(現在に至る)

## 林 良一(はやしりょういち)

昭和26年6月6日生

#### (略歴)

昭和49年 4月 三菱商事株式会社入社

平成14年 4月 同社海外石油事業ユニットマネージャー、石油海外事業企画室長

ペトロダイヤモンドジャパン株式会社取締役

平成19年 4月 三菱商事株式会社理事、炭素・LPG事業本部長

平成24年 3月 エムエムピー株式会社代表取締役社長

平成24年 7月 三菱商事株式会社エネルギー事業グループ顧問

平成25年 6月 当社社外取締役(現在に至る)

### 安井洗治(やすいこうじ)

公認会計士、税理士

昭和20年1月28日生

### (略歴)

昭和46年3月 プライスウォーターハウス会計事務所入所

昭和48年3月 監査法人中央会計事務所入所

昭和52年6月 税理士登録(現在に至る)

昭和52年9月 公認会計士登録(現在に至る)

上記、特別委員会の各委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

### 新株予約権無償割当の概要

## 1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。) 1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

株主に割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能 株式総数から当社普通株式の発行済株式総数(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。) を減じた数を上限とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うこと がある。

## 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。ただし、当社取締役会が取得条項に基づき、新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付する。

# 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(ただし、あらかじめ当社取締役会が 同意した者を除く。)は、新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて開示した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

### 7. 新株予約権の行使期間等

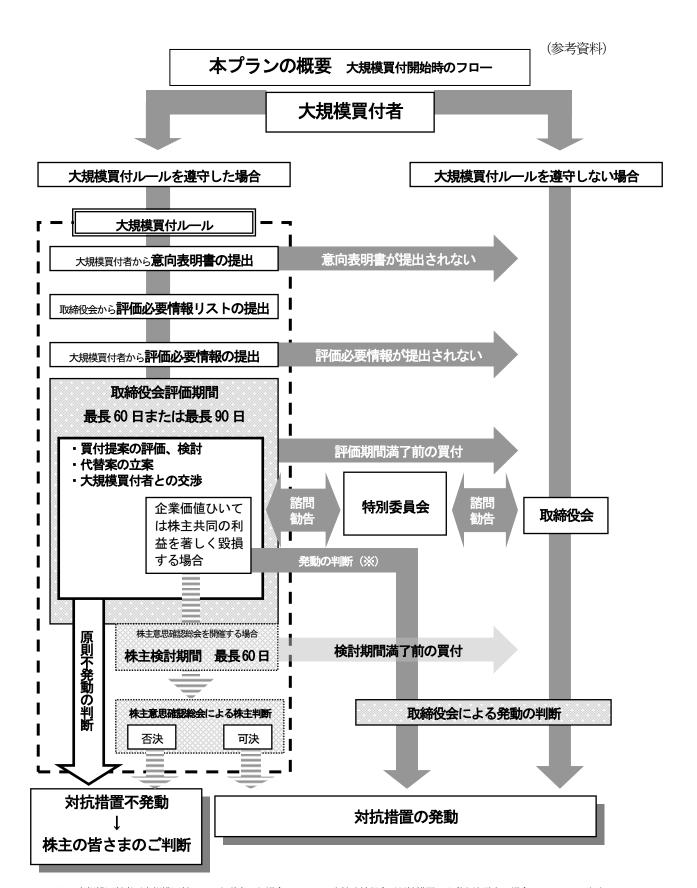
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

# 日本軽金属ホールディングス株式会社株式の状況(平成28年3月31日現在)

- 1. 発行可能株式総数 2,000,000,000株
- 2. 発行済株式総数 545,126,049株
- 3. 株主数 52,307名(単元株主数、自己株式を除く)
- 4. 大株主(上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	49, 162	9.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	39, 559	7.3
第一生命保険株式会社	20, 001	3. 7
日軽ケイユー会	15, 699	2.9
公益財団法人軽金属奨学会	14, 910	2.7
朝日生命保険相互会社	12, 750	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	12, 681	2.3
株式会社みずほ銀行	11, 263	2. 1
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	10, 306	1.9
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	9, 496	1. 7

(注) 持株比率は、自己株式数 (1,144,843株) を控除して計算しております。



- ※ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合は、三、5. (イ) の (1) から (5) のいずれかに該当するとして特別委員会から対抗措置を発動すべき旨の勧告を受けた場合に限られます。
- (注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではございません。詳細につきましては、本文をご覧ください。